

1. 1 費用増減精算の対象

契約期間中の委託料のうち、以下の費目については、人件費及び物価変動の変動に伴う費用増減精算の対象とする。その他の費目については、原則として費用の増減精算を行わない。

- (1) 運転管理業務委託料
- (2) 薬品費（本紙 1.3 項に記載の 4 種のみ）

1. 2 賃金水準の変動に伴う運転管理業務委託料の変更

(1) 採用する指標

国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価表」のうち、長野県の電工単価を指標値とする。

(2) 変動の判定

新単価（令和 n 年度の長野県電工単価）と旧単価（令和 n - 1 年度以前の契約（または変更契約）により合意した長野県の電工単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、n 年度以降の委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。

新単価は例年 2 月頃に国交省より公表される公共工事設計労務単価（電工）による。

(3) 変更時期

令和 n 年度 4 月の委託料支払い時から新単価を適用できるよう、令和 n 年 4 月 1 日に変更契約を締結し、令和 n 年度 4 月の委託料支払いから新単価に基づいた委託料を支払う。ただし、初年度（令和 9 年度）については、令和 9 年 6 月 30 日までに変更契約を締結し、令和 9 年 7 月の委託料支払いから新単価に基づいた委託料を支払う。なお、令和 9 年 4 月から 6 月の委託料については、変更契約の対象から除外する。

1. 3 薬品単価及び薬品数量の変動に伴う薬品費の変更

(1) 採用する指標

基準単価：市が薬品業者から取得した令和 8 年度の薬品単価

対象単価：市が薬品業者から取得した令和 n 年度の薬品単価

想定使用量：【要求水準書 別記 4 想定流入水量、想定薬品量（令和 9 年度～令和 18 年度）】に記載の薬品量

(2) 対象となる薬品

以下 4 種の薬品を対象とする。

高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ポリ硫酸第二鉄

(3) 変動の判定

薬品単価の変動：

対象単価と基準単価を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、1.5%から乖離した範囲を精算対象とする。

薬品使用量の変動 :

令和 n 年度の薬品使用量と想定使用量の差分を精算対象とする。

(4) 改定方法

下記数式に従って、精算額を算出する。

・対象単価が基準単価から 1.5% 以上乖離している場合※

(精算額) = (対象単価) × (n 年度薬品使用量) - (基準単価 ± 1.5%) × (想定使用量)

・対象単価が基準単価から 1.5% 以上乖離していない場合※

(精算額) = (基準単価) × (n 年度薬品使用量) - (基準単価) × (想定使用量)

※対象単価は基準単価から 1.5% 以上乖離した範囲のみ清算対象とする。

(例 : 単価が 1.8% 上昇した場合は、1.8% - 1.5% = 0.3% が清算対象となる。)

(5) 精算時期

翌年度 (n + 1 年度) 4 月の委託料支払い時に、合算して精算する。

1.4 処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整

要求水準書第 4 章に定める範囲において、流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。

流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。

- (1) 前項に定める範囲を超えたとき、かつ第 69 条第 2 項に定める条件を満たさないとき。
- (2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき

施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。

委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。

以上